

議員発議

9月定例会において、「全国森林環境税」の創設に関する意見書と道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書、国民健康保険制度改革に関する意見書、公共施設台帳等の適正な管理を求める決議の4件を全員一致及び賛成多数で可決し、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣をはじめ関係大臣及び岐阜県知事等に提出しました。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成など、山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたところである。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に創設されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日
高山市議会

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、災害時に有効に機能するネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備が求められている。

本市においては、国、県及び市道の整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面している。

このような状況において、安定的・持続的な道路整備を進めるためには、必要な道路関係予算を確保するとともに、平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という）の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備については、特別措置を拡充する必要がある。

よって、国におかれては、迅速かつ着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。
2. 道路関係予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算において十分な道路予算を確保すること。
3. 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日
高山市議会